

令和6年度補正予算畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業)の追加要望調査の実施について

1 対象事業

(1) 機械導入事業

地域ぐるみで収益を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体が行う機械導入への支援をします。酪農の取扱いについては、新規就農、能登半島地震特例を除き、一部の機械の要望に、経産牛の増頭制限の要件をかけます。

(2) 施設整備事業

地域ぐるみで収益を向上させる畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体が行う施設整備等を支援します。(複数年の計画は不可)

酪農の取り扱いについては、以下のとおりといたします。

- ・新規就農、飼料増産及び能登半島地震特例については、引き続き要望調査の対象
- ・上記以外については、搾乳牛舎、乾乳牛舎及び搾乳施設を除き要望を受付け

(3) 肉用牛・酪農重点化枠

地域ぐるみで行う肉用牛・酪農の生産基盤の強化を進めるための取組に必要な施設整備、機械導入、実証・調査等を一体的に支援します。(実証支援事業の実施が必須)

(4) 実証支援事業

収益力強化への新たな取組を行うクラスター協議会の実証・調査等を支援します。

2 要望調査の方法及びスケジュール

事業メニュー毎に要望調査の実施方法、提出書類が異なります。

都道府県等の段階においてもヒアリング等を行うことがありますので、都道府県段階での提出期限については、各都道府県畜産主務課又は都道府県窓口団体（委託団体）にお問い合わせください。

事業 区分	機械導入事業 (一般枠)	機械導入事業 (飼料増産優先枠) (省エネ優先枠)	施設整備 事業	肉用牛・酪農 重点枠 (施設整備、機械導入、 実証支援の一体的実施)	実証支援 事業	能登 半島 地震 特例
提出先	都道府県窓口団体 (委託団体)	都道府県畜産主務課				
提出 期限	都道府県窓口団体 (委託団体)が都 道府県畜産主務課 と相談して決定 (8月中旬を目途)	農政局等への提出期限を踏まえ都道府県畜産主務課が決定し、管内の協 議会及び生産者に周知。 都道府県は、その時点での要望状況について農政局等に情報提供。 農政局への提出期限は、ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定 し、管内の都道府県に周知。				
最終受 理期限	中央畜産会 令和7年8月28日(木)	農林水産省本省 令和7年8月28日 (木)	農林水産省本省 随時募集※複数年計画は不可 (要望の有無を令和7年 8月28日(木)までに報告)	農林水産省本省 随時募集 (最終締切：令和7年 11月28日(金))	随時 募集	
割当予 定時期	令和7年11月中 予定	令和7年11月中 予定	農林水産省本省で受理してから約1～2カ月後			

※ 割当予定時期は変更される場合があります。

※ 機械導入事業の実施主体は、公益社団法人中央畜産会、一般社団法人北海道酪農畜産協会です。

※ 能登半島地震特例については、別途北陸農政局にご連絡します。